三種町 子育て世代包括支援センターだより

◆問い合わせ先　子育て世代包括支援センター　☎83－5555
※平日８時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）

赤ちゃん誕生応援事業のお知らせ

町では、不妊治療を受けたご夫婦に対し、治療の内容に応じて費用の一部を助成しています。

特定不妊治療費助成事業

●対象となる治療　体外受精または顕微授精

●対象となる方

次の事項のいずれにも該当するご夫婦

①「秋田県特定不妊治療費助成事業」の助成決定を受けていること

②申請の時点において、夫婦として町内に住所を有していること。ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること

●助成の内容

夫婦１組に対し、１回の治療あたり、「秋田県特定不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分について、町で20万円を限度として９回まで助成します。

●手続きについて

・書類の提出先　町子育て世代包括支援センター

・必要な書類等

⑴三種町特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

⑵秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し

⑶秋田県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し

⑷秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診証明書の写し（必要に応じて）

⑸ご夫婦の戸籍謄本

・申請期間　治療を終了した日の属する年度の末日（３月31日）まで

※県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。

一般不妊治療・不育症治療費助成事業

●対象となる治療

不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治療・人工授精、不育症治療

●対象となる方

次の事項のいずれにも該当するご夫婦（年齢制限はありません）

①法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下、「夫婦」という））で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないまたは極めて少ないと医師に診断された方

②申請の時点において、夫婦として町内に住所を有していること。ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること

③ご夫婦の双方が町税を滞納していないこと

●助成の内容

一般不妊治療または不育症治療に要した自己負担額のうち、１年度あたり20万円を限度に、継続する３年間助成します。

●手続きについて

・書類の提出先　町子育て世代包括支援センター

・必要な書類等

⑴三種町一般不妊治療・不育症治療費助成金申請書

⑵三種町一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書または三種町不育症治療医療機関受診証明書

⑶医療機関の発行した領収書（写し）

⑷ご夫婦の戸籍謄本

⑸ご夫婦の納税証明書

⑹ご夫婦の健康保険証（写し）

・申請期間

１年度ごとに当該年度の末日（３月31日）まで

● 予防接種のおすすめ ●

【二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種】

今年度、小学校６年生のお子さんは、二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種の接種対象です。

●接種対象　平成21年４月２日～平成22年４月１日生まれのお子さん

●接種期限　３月31日まで

※ただし、13歳未満まで接種は可能です。

【麻しん風しん予防接種第２期】

今年度、保育園および幼稚園の年長児相当の年齢に該当するお子さんは、麻しん風しん予防接種第２期の接種対象です。（５歳以上７歳未満で小学校就学前の１年間）

●接種対象　平成27年４月２日～平成28年４月１日生まれのお子さん

●接種期限　３月31日まで

町では、接種費用を全額負担していますが、接種期限を過ぎると全額自己負担となります。接種を希望される方は、協力医療機関へあらかじめ電話で予約してください。接種当日は、接種券や予診票、母子健康手帳をご持参ください。